

豊岡市公共施設照明設備 LED 化業務に係る公募型プロポーザル 質問回答書

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問事項	回答
1	仕様書	2	8	既存器具に下地がなかった場合、下地補強等の費用は別途追加の認識でよろしいでしょうか。	協議を行い決定します。
2	仕様書	2	7(2)	ウォークスルー調査時に数量の相違を発見した場合も、頂いた数量表を基に積算する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領	2	5(3)	施工管理役割企業について、契約金額により監理技術者、主任技術者を専任で配置する認識で宜しいでしょうか。	想定される施工規模の金額等により判断して配置してください。
4	実施要領	2	5(2)	構成員の間で交わされた契約書、協定書の締結については案となる為、市との契約締結後の認識で宜しいでしょうか。	参加申込時に、構成員の間で交わされた契約書、協定書など（任意様式）の写しを提出してください。なお、その書面には、グループ等を構成する事業者全てが、本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含んでください。
5	実施要領	2	5(3)	主たる営業所を豊岡市内に有する。については支店、本店等を含む認識で宜しいでしょうか。	本要件における「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業許可申請において届け出ている「主たる営業所」を指します。一般的には本店・本社と認識しています。
6	仕様書	4	9(2)	絶縁測定については書面及び写真で報告とありますが、1か所ごとに必要となる認識でしょうか。	写真は各施設1か所以上としてください。測定は系統ごとに測定し報告することを想定しています。

7	仕様書	4	9(2)	照度についても書面及び写真で報告とありますが、1 か所ごとに必要となる認識でしょうか。	各室単位としてください。 照度測定については、JIS 規格に基づき間隔を調整して決定してください。撮影及び測定の詳細については、施工者から提案していただいたものを確認した上で決定します。
8	仕様書	5	9(2)	施設利用の用途により照明器具の破損が考えられる場合はガード付きでの指摘ですが球技等のスポーツを行う施設での更新については必須でそれ以外の施設に関しては不要の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 既存器具にガードが取り付けられている場合は、現況と同じように取り付けしてください。
9	実施要領	2	5(3)	統括役割企業の営業所については、建設業法上の営業所である必要はなく、近畿圏内に営業拠点を有していれば参加可能との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	仕様書	3	8(1)	金額積算及び器具選定について別紙の照明器具には、器具寸法及び光束（1 m）等の明るさに関する条件が示されていないため、参加事業者ごとに選定する器具仕様が異なり、価格提案の前提条件が統一されないことが想定されます。 明るさについては、既設ランプの消費電力 32W の場合は 2,500lm 程度、18W の場合は 1,000lm 程度といった参加事業者共通の積算条件又は選定基準をご提示いただけないでしょうか。	資料 2 施設照明概数一覧に記載の情報から明るさを想定して提案してください。
11	仕様書	4	9(2)	金額積算及び器具選定について器具寸法について、仕様書には「露出型照明器具を更新する場合は、既設照明の取付跡が見えないよう配慮すること」とあります。この場合、既設器具の取付跡が露出しない	お見込みのとおりです。

				よう、想定される器具寸法よりも幅広の照明器具を選定し、提案後に寸法変更が必要となった場合においても、当該変更に伴う増額は認められないとの認識でよろしいでしょうか。	
12	仕様書	3	8(2)	更新後のメンテナンスの観点より、一体型ベースライトの電源は光源部（ライトバー）に内蔵された製品を選定する認識でよろしいでしょうか。	製品の選定については提案してください。
13	仕様書	6	11(1)	完成図書の提出書類に関して、製造工場試験結果報告書についてはメーカーの試験成績書の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	4	9(1)	金額の積算について別紙の照明器具情報に記載のない足場費用に関しては落札後の増額対象となる認識でよろしいでしょうか。	一覧表に記載している箇所以外は脚立足場での施工が可能と考えています。その費用についても見込んでください。 その他特別な状況の場合は協議を行い決定します。
15	仕様書	2	8(1)	仕様書において、「本業務における LED 照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の改造等による部分的な LED 化ではなく、照明器具本体と更新することで LED 化するものである」と記載されています。ついては、本事業において想定されている「原則として」の例外に該当するケース（LED ランプによる交換の場合）についてご教示ください。	シャンデリア等特殊性が高く、意匠上においても他の形状の照明器具に更新することが望ましくない場合を指します。
16	仕様書	2	8(1)	「設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管 LED ランプ搭載器具を採用しないことを原則とする」と記載され	特殊性が高く、直管 LED ランプ搭載器具を取り付けする方が合理的であると説明出来る場合は採用可とします。

				ています。 一方で、当該記載は「原則」とされていることから、例外的に直管 LED ランプ搭載器具の採用が認められる場合があるものと理解しております。 例えば、落下防止ワイヤー等の落下防止措置を講じることにより、地震等による落下リスクの低減が図られている場合には、直管 LED ランプでの更新を採用することが可能との認識でよろしいでしょうか。 また、採用可能な場合は、その条件について併せてご教示ください。	
17	仕様書	2	8(1)	直管 LED ランプ搭載器具を原則採用しないこととされていますが、屋外用ブラケット型照明器具については、当該条件を満たす製品が限定的であると認識しております。この場合、本事業では特定メーカー製品（Panasonic 製）の採用を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、発注者が想定する同等品メーカーがある場合はご教示ください。	直管 LED ランプ搭載器具は原則採用しない予定であるため、本事業での屋外用照明は一体型ブラケットを想定しています。 なお、どの形状の照明器具を採用するかは、ご提案によります。
18	仕様書	3	8(1)	「対象施設内の既設照明器具が LED 照明器具であっても、設置後の年数が 10 年を経過している場合は、本市と協議の上、事業の対象とする」と記載されています。一方で、別紙の設備情報には既設 LED 照明器具の設置年月又は経過年数に関する記載がないため、事業対象となる照明器具の範囲を特定することができず、入札時点での適切な積算が困難であると	「別紙の設備情報に記載の既設 LED 照明器具は 10 年を経過していないもの」として積算をしてください。 また、事業費については No. 1 と同じです。

				考えます。この場合、設置後 10 年を経過した既設 LED 照明器具の更新については、入札時の積算対象には含めず、落札後に本市との協議により対象範囲を確定し、事業費の増額対象として取り扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	
19	仕様書	3	8(1)	「対象施設内の既設照明器具が LED 照明器具であっても、設置後の年数が 10 年を経過している場合は、本市と協議の上、事業の対象とする」と記載されています。一方で、落札後の詳細調査において製造年月を確認できる場合はあるものの、実際の設置年月については事業者が客観的に判定することが困難であると考えます。このため、既設 LED 照明器具の設置後年数の判定については、本市にて必要な調査又は資料確認を実施いただき、事業対象とするか否かをご判断いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	既設 LED の設置年に関する資料は、本市から事業実施中に提供します。
20	仕様書	3	8(2)	「照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同等以上の仕様とし、照度計算により確認すること」と記載されています。一般的な LED 照明器具については、メーカーにおいて既設蛍光灯器具と同等以上の照度が確保されるよう設計・製造されており、製品仕様書やカタログ等において光束や配光性能等が示されています。このため、照度の確認については、選定した照明器具の仕様書、カタログその他メーカー資料を提出し、既設照明器具と同等以上の性	施工前に成果物として設計したものを提出していただくよう考えていますので、照度計算書は提出してください。

				能を有することが確認できる場合には、個別の照度計算書の提出を要しないとの認識でよろしいでしょうか。	
21	仕様書	3	8(2)	照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同等以上の仕様とし、照度計算により確認すること。とありますが、ここで想定されている照度計算とは具体的にどのような内容を想定されていますでしょうか。	JIS 照明基準（JIS Z 9125:2023）に従って、用途別の推奨照度・基準面・均斉度等を満たすように計算を行うものと考えています。照度についても、検討していただき提案してください。
22	仕様書	6	12(1)	「受託者は、照明器具等の設置が完了した箇所から、仮使用を認めること」と記載されています。この場合、本事業における保証期間の記載日は、当該箇所の仮使用開始日ではなく、事業全体の履行期間終了日（引渡し日）からとの認識でよろしいでしょうか。また、仮使用期間中に発生した不具合については、施工不良又は機器の初期不良に起因するものを除き、保証の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 使用方法や天災に起因するものを除き、全て保証の対象とお考えください。
23	実施要領	2	5(3)	「施工管理役割を担う者は、主たる営業所を豊岡市内に有すること」とありますが、本要件における「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業許可申請において届け出ている「主たる営業所」を指すとの理解でよろしいでしょうか。なお、支店も営業所と同じ認識でよろしいでしょうか。	No. 5 と同じ。
24	実施要領	8	11(2)	プレゼンテーションについて、「当該業務に従事予定の 4 人までとする」とありますが、ここでいう「当該業務に従事予定の者」には、参加事業者の構成員	プレゼンテーションについては、参加事業者の構成員（事業者）に所属する業務従事予定者が行ってください。

				に所属する者以外も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、本業務の履行にあたり使用を予定している照明メーカーの担当者について、構成員ではない企業に所属している場合でも、当該業務に従事予定であればプレゼンテーションへの参加は可能でしょうか。	
25	仕様書	3	8(2)イ	同一部屋内において一部 LED 更新済、LED 未更新の器具がある場合、どちらの器具の出力と合わせる必要性がありますでしょうか？	「更新済の器具に合わせる」とお考えください。
26	仕様書	3	8(2)イ	同一部屋内において色温度複数存在する場合、主流である 5000K で宜しいでしょうか？	各室において提案してください。
27	仕様書	3	8(1)オ	「設置後の年数が 10 年を経過している場合は、協議の上、事業の対象とする」とありますが、企画提案書提出時点では施設照明概数一覧の LED は対象外という認識でよろしいですか。	No.18 と同じ。
28	仕様書	4	9(2)	既設パイプ吊灯具は必要に応じて直付けに変更することは可能でしょうか？	可能です。各室において提案してください。
29	仕様書	8	表 予想されるリスクと責任分担	最近、ナフサの供給に滞りが生じていると報道されていますが、ナフサ不足による材料遅延によって引渡が遅延した場合、「予想されるリスクと責任分担」の不可抗力に該当するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、材料遅延を証明する資料を提出していただく必要があります。また、業務期間の延長については協議が必要です。
30	実施要領	7	10(5)	提案内容に説得力をもたせるために過去に請け負った案件名を具体的に記載してもよろしいでしょうか。	記載してかまいません。

31	実施要領	7	10(5)	資料 2「施設照明概数一覧」と提供いただいた図面 PDF データの内容に差異があった場合は、資料 2「施設照明概数一覧」を優先するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施要領	7	10(5)	地場企業が活用されているかの証明として、提案書に地元企業名の記載や参考資料を添付してもよろしいでしょうか（各役割企業を除く）。	審査の公平性の観点から応募者が特定される情報の記載等を不可としているため、提案書への地元企業名の記載や参考資料の添付は同様に不可とします。
33	実施要領 対象施設一覧	10	15(3)	採択後の調査で「照明交換時の高所作業有無」に記載されている箇所以外で高所作業が発生した場合、実施要領 P15(3) 企画提案書等に記載された項目に追加等があったとみなし、追加費用について協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No. 14 と同じ。
34	実施要領	1	2 (3)	原則器具交換とされていますが、豊岡市では建築年が古い施設も多く、当然にアスベスト含有建材の可能性が高いため、全ての施設において大気汚染防止法上の調査義務と工事費用の増大が生じます。よって、埋め込み型照明の器具一体型 LED への交換はメーカー型式が一致し、天井建材の切削がない場合以外にはアスベスト工事対象となる可能性がありますので、「管交換型工法は大気汚染防止法の対象にならない」という環境省の見解があるランプ交換型で協議させていただいてよろしいでしょうか。	No. 15 と同じ。 協議によりますが、仕様書通り器具交換を基本として検討してください。
35	実施要領	1	5 (1)	施工役割の事業者を、豊岡市競争入札参加資格者名簿の「電気工事」A ランクに限定することについて質	ご提案内容を検討することはできません。

				問します。 今回、該当する A ランクの市内事業者実際に連絡したところ、いずれかの JV・チームに参加するとの回答がありました。このような状況で施工会社を A ランクに限定すると、特定の JV・チームによる施工会社の囲い込みが生じ、落選したチームに参加した事業者は優先交渉権者の施工に参画できなくなるため、地域施工力を十分に活用することができず、公平な入札にならない懸念があると考えますが、いかがでしょうか。 また、特定の事業者の囲い込みを避け、より多くの市内事業者を活用できるよう、具体的な施工会社名を参加申請時点で固定せず、優先交渉権者となった場合に市内事業者を積極的に活用することを約束条件とし、優先交渉権者決定後に施工体制を確定する取扱い、又は施工事業者について A ランク以外の事業者も認める取扱いを検討いただけないでしょうか。	
36	実施要領	2	5 (3)	多数の施設を一括で工事するにあたり、A ランクの会社限定する理由は何故でしょうか。照明の LED 化は普遍に行われている工事で、電気工事士の資格を持っていれば誰でもできるものです。あえて少数の会社に制限する理由を教えてください。	建設工事として発注した場合、本市の発注基準では、A ランクの電気工事業者のみ参加可能な工事に相当するためです。
37	仕様書	2、3	8 (1) ア	世界中で使われていて、国内でも数 10 億本が使用されている直管 LED ランプ搭載器具を採用しない	設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管 L E

				理由は何でしょうか。プロポーザルで安全性を示した上で、施設・器具ごとに協議可能と考えますがいかがでしょうか。	Dランプ搭載器具を採用しないことを原則としています。 本件プロポーザルにおいては、器具交換を原則に提案してください。
38	実施要領	1、10	3 15(3)	提案上限額は 227,000 千円であり、契約金額は企画提案時の見積金額を超えないこととされています。 一方、現地調査後の数量・仕様・施工条件により、提案時には把握できない追加項目が発生する可能性があります。現地調査又は協議により、対象数量、特殊器具、仮設、天井補修、アスベスト対応、既設支持材更新等が追加となる場合は、契約金額の変更協議対象となる理解でよろしいでしょうか。	No. 1 と同じ。
39	仕様書	2、5	7 (2) 10 (4) (5) (6)	資料 2「施設照明概数一覧」の数量は参考であり、現地調査の上、寸法・仕様・数量等を施設ごとに確認するとされています。現地調査の結果、概数一覧と実数に差異があった場合、または使用器具提案書の内容と現地が明らかに相違する場合は、見積金額内訳書を基に委託料変更を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 1 と同じ。
40	実施要領	6	9	現地確認は 3 施設以内、確認内容は立入可能な部屋等の既設照明器具の設置状況確認のみで、器具寸法の測定等の調査はできないとされています。 28 施設全体の見積精度を確保する観点から、現地確認できない施設及び測定できない寸法については、資料 2 及び貸与図面に基づく参考見積とし、契約候	No. 1 と同じ。

				補者選定後の詳細調査で差異が判明した場合は協議対象となる理解でよろしいでしょうか。	
41	実施要領	6	9(4)	器具の決定は、優先提案者の決定の後、現地調査を行い、施設管理の方々との打ち合わせの後に最適の製品を選定するのが通常であり、企画提案書の時点で製品型番まで確定させて試算する事は、現地調査後に変更の可能性があることが前提での指定だと考えてよろしいでしょうか。	No. 1 と同じ。 契約後の現地調査結果を踏まえ、協議により器具や施工方法等を決定します。
42	実施要領	5、6	8 対象施設一覧	対象施設一覧では、図面の保有状況が「△（増築・改修図のみ有）」又は「×」の施設があります。図面が不足する施設については、提案時の器具選定・数量算出の精度に限界がありますが、現地調査後に数量・仕様・工法等を確定し、必要に応じて協議する扱いでよろしいでしょうか。また、貸与図面データの受領及び返却について、郵送又は宅配便での対応ができない理由を教えてください。	No. 1 と同じ。 図面データ記録媒体の受渡しについては、配達記録が残る手法での郵送等の対応もできるとします。
43	実施要領	1、2	5(1)(2)	参加申込時に構成員全てを明らかにし、構成員間で本市に対し法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す契約書・協定書等を提出することとされています。参加申込段階では契約条件が未確定であるため、正式な請負契約ではなく、本業務参加に関する基本協定書又は覚書を提出することで足りますでしょうか。また、下請業者・協力事業者は構成員に含まれない理解でよろしいでしょうか。	本業務参加に関する基本協定書又は覚書の提出でかまいませんが、その書面には、グループ等を構成する事業者全てが、本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含んでください。 なお、下請業者・協力事業者は構成員に含まれません。
44	実施要領	1、2 10	5	構成員の変更・追加は原則認めない一方、下請業者	下請業者・協力事業者はグループ等の構成員に

			16(11)	や協力事業者の選定については可能な限り市内事業者を優先することとされています。施工規模や工程上、複数の市内事業者を下請又は協力事業者として活用する場合、参加申込時点で全社を構成員として確定する必要がありますでしょうか。契約候補者選定後に市と協議の上、下請業者・協力事業者を選定することは可能でしょうか。	含みませんので、参加申込時に確定は必要ありません。
45	実施要領	2	5(3)ア	統括役割を担う者は近畿圏内に本店又は支店若しくは営業所等を有していることとされています。近畿圏内とは、どの府県を指すかご教示ください。また、全国規模で LED 化の仕事をする企業にとって、全国に営業所を有する必要はなく現実的に不可能です。地域を限定する理由を教えてください。	兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県を想定しています。 地元事業者との関わりの多い近隣府県からの参加を見越したものです。
46	仕様書	4、5	9(1)キ、 (2)	既設天井ボードを開口する必要がある場合で、アスベスト含有調査が必要な場合は、結果報告の上、関係法令に準拠した方法で作業し、取扱いは本市担当者と協議し決定するとされています。対象施設のアスベスト調査状況をご教示ください。また、調査費、みなし作業、養生、処分、工期延長等が必要となる場合は通常の数倍の費用となりますが、委託料及び工程の変更協議対象となる理解でよろしいでしょうか	調査は実施していません。 昭和 61 年製造分まで石綿が含まれている可能性があるかとされています。(一般社団法人 石膏ボード工業会 HP より) 改修履歴を調査した上で、昭和 61 年以前に施工された可能性が高いものについては設計図面及び刻印等で確認を行い、確認ができないものについては定性分析を行うか協議を行います。 定性分析に係る費用、石綿含有が確認された場合の撤去費、処分費等は変更協議の対象となります。

47	仕様書	4	9(2)イ	LED 器具の支持は既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととされています。提案時点で支持材の劣化状況を全施設で確認することは困難です。現地調査又は施工時に支持材の更新が必要と判明した場合、器具選定、更新範囲、工法、費用負担及び工期について協議可能でしょうか。	No. 1 と同じ。
48	仕様書	4、5	9(2)ウ、サ	埋込型照明器具更新時の隙間処置、露出型照明器具更新時の取付跡への配慮、軽微な補修等は本契約範囲内とされています。リニューアルプレート等の一般的な対応は想定できますが、天井材の広範囲な張替え、塗装、内装復旧等が必要となる場合は、アスベスト工事対応となる例が多く、軽微な補修の範囲外として協議対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	仕様書	4	9(2)エ	LED 更新作業の前後に当該照明回路の絶縁測定及び照度測定を実施し、書面及び写真で報告することとされています。測定対象は全回路・全室・全器具でしょうか、又は施設・室・回路単位の代表測定でよろしいでしょうか。全国の LED 化実績からも全数測定が必要とは考えられませんが、全数測定が必要な場合、作業量・費用に大きく影響するため、測定範囲、測定点数、報告様式をご教示ください。	No. 6、No. 7 と同じ。
50	仕様書	6	11	施工写真について、完全版では見積書に記載の照明器具ごとに更新前、更新中、更新後等の写真を提出	各室ごとでかまいません。 工事完成時の確認方法については、立会いも含

				することとされています。「照明器具ごと」とは全器具の個別撮影を意味しますでしょうか。それとも、見積上の器具種別・設置エリアごとに施工状況が確認できる写真で足りますでしょうか。全器具個別撮影の場合、撮影・整理・電子データ化の工数が大きい ため、竣工立ち合いにより点灯確認をして、さらに写真撮影をする必要はないと考えますがいかがでしょうか。	め協議を行い決定します。
51	実施要領	10	15(2)	現地調査の結果、「必要な機能・性能」を満たすために別の機器が適切と判断された場合、協議の上、機器や施工方法を変更することは可能でしょうか。	No. 1 と同じ。
	仕様書	2	7		
52	仕様書	3	8(1)イ	提案機器は JIL5004 を製造しているメーカーより選定、また、国内メーカーの製品とされていますが、海外のメーカーが参入できない規定については、政府の調達協定違反に該当することになります。既にいくつかの自治体では、WTO 協定違反の疑いから仕様書の変更、入札のやり直しなどを行っています。 そもそも今回公共型番で指定されていない仕様書で JIL5004 の公共型番を持つメーカーである必要はないと考えますがいかがでしょうか。	本件プロポーザルにおいては、仕様書記載の要件にて提案してください。
53	仕様書	3	8(1)イ	照明器具の選定については、プロポーザル提案の中で、性能や金額、保証期間等を総合的に算定して、評価すべきものであり、特定のメーカーに限定するような仕様は削除すべきと考えますがいかがでしょうか。	本件プロポーザルにおいては、仕様書記載の要件にて提案してください。

54	仕様書	3	8(1)ウ	ISO9001 及び ISO14001 を取得しているメーカーとありますが、現在、LED 関連資材については全国的に需給が逼迫しており、今後さらに入手困難となることが予測されます。そのような状況下で、器具の仕様を細かく限定することは、提案可能な製品や事業者を狭めることとなり、結果として幅広く公平な提案を受け入れるというプロポーザル本来の総合評価の趣旨が損なわれる可能性があると考えます。ISO 認証工場については、同等以上の品質基準・認証、安全性、照度、省エネルギー性、保証、維持管理性を説明できる製品であれば、国内外のメーカーを問わずプロポーザルにおける評価対象として検討いただくことは可能でしょうか。	本件プロポーザルにおいては、仕様書記載の要件にて提案してください。
55	実施要領	10	15(5)	予定価格が 1 億 5 千万円以上となる場合は仮契約を締結し、市議会で否決された場合は仮契約を解除し、市は損害の責めを負わないとされています。 仮契約から本契約までの間に、受託者側で機器発注、協力会社手配、調査準備等の費用が発生しないよう、本契約締結前の業務着手・発注は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	実施要領	10	15(6)	契約保証金として契約金額の 10 分の 1 以上を納付することとされていますが、豊岡市契約規則第 28 条各号に該当する場合は免除とされています。本業務において、過去の履行実績、履行保証保険、公共工事履行保証証券等により契約保証金の免除又は代替	<3 号適用の要件> 豊岡市入札参加資格を有する者が、過去 2 年間に於いて、以下の全ての要件に該当する案件を 2 件以上履行した実績が確認できること。 ・国、地方公共団体その他公共団体等が発注し

				は可能でしょうか。免除・代替が可能な具体的要件をご教示ください。	たもの ・公共施設の LED 化工事又は業務 ・契約金額 2 億 5 千万円以上 ※参加形態がグループ等の場合は、統括役割を担う構成員が、上記の要件に該当すること。 ＜その他の場合の要件＞ ・契約金額の 10 分の 1 以上を保証する履行保証保険、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証等がある場合。
57	実施要領	7、8	10、11	企画提案書は事業者名を伏せ、ロゴ等も記載しないこととされています。一方、参考見積書は会社名等を記載し、押印又は責任者・担当者情報を記載するとされています。プレゼンテーション審査で使用する資料は、匿名化した企画提案書のみであり、参考見積書は審査事務上のみ使用される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	仕様書	8		動産総合保険は、火災・落雷・風水害の偶発的事故による損害を補償するものであり、屋内ではメーカー保証があれば十分であり、屋内の設備については動産総合保険は必要なく、協議により対象を決定すべきものと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	施設照明概数一覧 (資料 2)	2	No. 4. 20. 32. 32	業務仕様書では非常照明は対象外とするとなっています。 三江地区コミュニティセンター施設照明概数一覧の	お見込みのとおりです。

			No.4. 20. 32. 32 の備考に非常用照明とあります。今回の工事では対象外と考えてよろしいでしょうか。	
--	--	--	--	--